

文化財保護不適切事案検証会議 設置要綱

(目的)

第1条 文化スポーツ部文化財保護課における契約事務に係る不適切事案について組織的な課題を検証し、同様の事案を再び発生させないための必要な措置について検討するに当たり、有識者等の意見を聴取するため、文化財保護不適切事案検証会議（以下「検証会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検証会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 不適切事案を発生させないための組織体制のあり方に関する意見・助言
- (2) 不適切事案を発生させないための契約等のあり方に関する意見・助言
- (3) その他、不適切事案を発生させないための検討に当たり必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 検証会議は、前条に関し、有識者等5名以内の委員で構成する。

- 2 検証会議に会長を置く。
- 3 会長は、委員の中から文化スポーツ部長が指名する。
- 4 会長は、検証会議の会議の議長として、会務を総括する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行の日から令和3年3月31日までとする。

(会議)

第5条 検証会議の会議は、文化スポーツ部長が招集する。

- 2 会議は原則として非公開とする。
- 3 文化スポーツ部長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 検証会議の運営に必要な事務は、文化スポーツ部文化芸術振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営に関し必要な事項は文化スポーツ部長が定める。

付則

この要綱は、令和2年8月18日から施行する。

委員氏名	所属等
菊池 健太郎	菊池健太郎会計事務所
木曾 裕	北浜法律事務所
高橋 康之	高橋金属株式会社代表取締役社長
鶴岡 典慶	京都女子大学教授
前迫 ゆり	大阪産業大学教授

(敬称略・50音順)